

Q-CAT申請マニュアル

全国タイル工業組合

このマニュアルは、Q-CATの申請手続きに関して定めたものである。

1.申請の種類

Q-CATの申請には、下記の種類があり、それぞれ、Q-CAT申請システム（以下、申請システムという）で行う。

- (1) 新規申請
- (2) 再提出申請
- (3) 変更届
- (4) 追加届
- (5) 登録廃止

2.申請システムの利用に関して

申請システムは組合のホームページ上に設置し、利用には組合より付与されたID及びパスワードを必要とする。

3.各申請の手順

3.1新規申請

新規申請は、Q-CAT認定制度に定める認定区分に従い、Q-CAT認定規格の4.認定基準に基づいて行う。

(1) タイルの新規申請

申請者は、新規申請に先立ち、申請するタイルの製造元の情報登録（3.1(3)製造元管理に記す）を行わなければならない。

個別認定の新規申請の場合は、組合せ接着剤が認定されていることが必要となる。なお、組合せ接着剤は、当該申請者によって申請された製品に限らない。

また、個別認定の新規申請を行った場合は、申請者は、申請後すみやかに、申請品の現品1点を組合笠原事務所に届けなければならない。

認定区分ごとの申請手順は以下の通りとする。

【モルタル系下地対応】

- ・単体の平物タイルの型式認定は、別紙1に従い申請する。
- ・単体の役物タイルの型式認定は、別紙2に従い申請する。
- ・単体の平物タイルの個別認定は、別紙3に従い申請する。特別申請の場合は、別紙17に従い申請する。
- ・単体の役物タイルの個別認定は、別紙4に従い申請する。特別申請の場合は、別紙18に従い申請する。
- ・表張りの平物ユニットタイルの型式認定は、別紙5に従い申請する。
- ・表張りの役物ユニットタイルの型式認定は、別紙6に従い申請する。
- ・表張りの平物ユニットタイルの個別認定は、別紙7に従い申請する。特別申請の場合は、別紙19に従い申請する。
- ・表張りの役物ユニットタイルの個別認定は、別紙8に従い申請する。特別申請の場合は、別紙20に従い申請する。
- ・裏面もしくは側面で連結する平物ユニットタイルの個別認定は、別紙9に従い申請する。特別申請の場合は、別紙21に従い申請する。
- ・裏面もしくは側面で連結する役物ユニットタイルの個別認定は、別紙10に従い申請する。特別申請の場合は、別紙22に従い申請する。

【窯業系サイディング下地対応】

- ・単体の平物タイルの型式認定は、別紙30に従い申請する。
- ・単体の役物タイルの型式認定は、別紙31に従い申請する。
- ・単体の平物タイルの個別認定は、別紙32に従い申請する。特別申請の場合は、別紙41に従い申請する。
- ・単体の役物タイルの個別認定は、別紙33に従い申請する。特別申請の場合は、別紙42に従い申請する。

- 表張りの平物ユニットタイルの型式認定は、別紙34に従い申請する。
- 表張りの役物ユニットタイルの型式認定は、別紙35に従い申請する。
- 表張りの平物ユニットタイルの個別認定は、別紙36に従い申請する。特別申請の場合は、別紙43に従い申請する。
- 表張りの役物ユニットタイルの個別認定は、別紙37に従い申請する。特別申請の場合は、別紙44に従い申請する。
- 裏面もしくは側面で連結する平物ユニットタイルの個別認定は、別紙38に従い申請する。特別申請の場合は、別紙45に従い申請する。
- 裏面もしくは側面で連結する役物ユニットタイルの個別認定は、別紙39に従い申請する。特別申請の場合は、別紙46に従い申請する。

(2) 接着剤の新規申請

【モルタル系下地対応】

- 接着剤の型式認定は、別紙11に従い申請する。

【窯業系サイディング下地対応】

- 接着剤の型式認定は、別紙40に従い申請する。

(3) 適用下地の追加申請

- 平物タイルの適用下地の追加申請は、別紙47に従い申請する。
- 役物タイルの適用下地の追加申請は、別紙48に従い申請する。

(4) 製造元管理

タイルの新規申請時、及び追加・変更届の申請時に必要となる製造元の登録を言う。具体的な手順を別紙12に記す。（接着剤の新規申請時には必要としない）

3.2 再提出申請

新規申請において、書類上の不備などの理由で事務局より再提出を指示された場合に行う申請を言う。具体的な申請手順を別紙13に記す。なお、この申請は、発足時のみの運用で、初回ログインから1年間の申請者が対象となる。

3.3 変更届

申請者自身の登録品（タイルに限る）の製品名、品番、対象外色番号、製造元の少なくとも1つに変更必要性が生じた場合に、新規申請せずとも所定の届出をすることによって、当該変更内容が登録される運用を言う。なお、変更届による製造元の変更は、申請者がJIS A 5209認証がある場合に限った運用である（申請者がJIS A 5209認証がない場合の製造元の変更は、新規申請で行わなければならない）。また、接着剤の変更届の運用は行わない。

変更届は、別紙23「タイルの追加・変更届の申請手順（引用元が自社登録品の場合）」に従って行う。なお、変更届の場合には、被認定者は、登録通知メール受領後に、変更前の登録品の登録廃止を被認定者自身で行わなければならない。

3.4 追加届

全ての登録品（タイルに限る）を対象に、登録品と品質が同一と見なすことができる製品の申請について、製品名、品番、対象外色番号、製造元の少なくとも1つを変更して、新規申請せずとも所定の届出をすることによって、新規に当該変更内容が登録される運用を言う。なお、追加届による製造元の追加は、申請者がJIS A 5209認証がある場合に限った運用である。（申請者がJIS A 5209認証がない場合の製造元の追加は、新規申請で行わなければならない。）また、接着剤の追加届の運用は行わない。

引用元の登録品は申請者自身の登録品である必要はないが、申請者は、引用元の登録品の被認定者から「Q-CAT追加登録承認証」による追加届による申請の承認を必要とする。「Q-CAT追加登録承認証」の原本は、申請者が追加届により申請する製品の登録期間中、確実に保管し、事務局からの要請があれば開示しなければならない。

追加届は、別紙23「タイルの追加・変更届の申請手順（引用元が自社登録品の場合）」、または別紙24

「タイルの追加届の申請手順（引用元が他社登録品の場合）」に従って行う。

3.5 登録廃止

申請者の意志により、登録品の登録を廃止するための手続きを言う。具体的な申請手順を別紙16に記す。

4. 申請時の注意事項

申請時には、下記の注意事項に従うこと。

(1) 申請に使用する品質データは、製品の品質を保證するデータでなければならない。また、このデータは、申請日の1年以上前に測定したものでないことが望ましい。

(2) 役物タイルの新規申請において、JIS A 5209では、曲げ破壊荷重、耐貫入、耐凍害、耐薬品性に関して、「製造条件が平物と同一の役物は、試験を省略してもよい」とされているため、これらの検査項目の入力に当たって、試験を省略したために検査データが存在しない場合は、当該平物の検査データを入力する。

(3) タイルの新規申請において求められる図面に関し、その書式は問わないが、下記に従わなければならない。

(ア) タイル単体の図面には、申請者名、製品名、品番、長さ、幅、厚さ、裏あしの高さ、その他、表面や裏面の凹凸を表す製作寸法を、小数点第1位まで記載する。

(イ) 役物タイルについては上記のほか、裏面長さ、裏面幅、角度、及び接着役物か否かを記載する。

(ウ) ユニットの図面には、申請者名、製品名、品番、ユニット長さ、ユニット幅、目地幅を、小数点第1位まで記載する。

(エ) 図面はいずれも情報が読みとれるようにPDF形式で作成し、複数ページになる場合でも1つのファイルにして提出しなければならない。

(オ) PDFファイルの容量は必要以上に大きなものであってはならない。

(4) タイル及び接着剤の新規申請において求められる図面以外の添付書類に関し、その書式は問わないが、下記に従わなければならない。

(ア) 要求される内容が読みとれる解像度で、求められるファイル形式で作成し、複数ページになる場合でも1つのファイルにして提出しなければならない。

(イ) ファイルの容量は必要以上に大きなものであってはならない。

(5) タイル及び接着剤の新規申請において、同一製品でも、申請者が異なる場合（例えば、メーカーAの登録品を、商社Bが自社ブランドとして売る場合）には、別申請とする。（上記事例で商社BがメーカーAの登録品をそのままのブランドで売る場合は、商社Bによる申請は必要としない。）

(6) タイルの新規申請において、同じ長さ、面積、単位面積質量でも、製品名、品番、又は製造工場のいずれかが異なる場合は、別申請とする。ただし、ユニットタイルにおいて、ユニットで使用するタイルと同一のタイルを調整用タイルとして別品番で製品化する場合は、調整用タイルの品番は申請を必要とせず、当該ユニットタイルの認定によって自動的に認定されるものとする。その場合の調整用タイルの登録番号は、当該ユニットタイルの登録番号と同じとする。なお、自動的に認定された調整用タイルの品番は、組合のホームページには登録されない。調整用タイルの品番を組合のホームページに登録させたい場合は、通常の申請方法に従い申請することができ、その場合の付着面積の試験結果の写真是、ユニットタイルの写真を流用できる。また、別の方法として、登録済みのユニットタイルを引用元とした追加届でも可能である。

(7) タイルの新規申請において、同じ長さ、面積、単位面積質量でも、表面形状が異なる場合（例えば、表面がフラットのタイル単体とスリット面状のタイル単体の場合）は、別の申請とする。ただし、意匠表現上の微細な表面の違いや割肌面で構成されるタイルなど、申請者の責任に置いて同一品質として管理できると判断できる場合は、この限りではない。

(8) タイルの新規申請において、同一品番でも工場が異なる場合（例えば色番001はA工場、002はB工場などの場合）には、工場毎の申請となる。その場合、申請時の連絡事項欄にその旨を記載する。

(9) 複数の形状のタイルで構成されるユニットタイルの新規申請の場合は、該当する認定区分の別紙で示す申請手順に従って申請する。

(10) (9)において、個々のタイル形状の認定区分が同一にできない場合（例えば、1つがT3型の範囲内だが、もう一つがT3型の範囲外でT2型の範囲内の場合）は、双方が該当する認定区分（事例の場合ならT2型）で申請する。

(11) タイルの新規申請において、同一製品シリーズの中で、認定区分が同一にならない場合（例えば、ほとんどの品番がT3型の範囲内にある製品シリーズの中に、1品番だけT3型の範囲外でT2型の範囲内のタイルがある場合）は、同一の認定区分で申請（事例の場合ではT2型で全て申請）するか、別々の認定区分で申請（1品番だけT2型で申請し、あとはT3型で申請）するかは、各申請者の判断に委ねる。

(12) 単体タイルの新規申請において、一つの品番に複数の形状のタイルを有する場合（例えば、複数の形状がランダムに含まれることを商品の特徴とするような場合）は、形状毎の申請が必要である。その場合、申請時の連絡事項欄にその旨を記載する。

(13) 施工現場でタイルを割ってから使う仕様のタイルの新規申請は、割る前の最大時の状態でのタイルとして申請する。

(14) 接着剤の新規申請は、複数の色番がある場合は色番毎に申請する。

(15) タイルの個別認定の新規申請において、組合せ接着剤を選択する際に、その接着剤に複数の色番がある場合は、同一品番の任意の1色との組合せで申請することで、他の色との組合せも申請されたものと見なす。

(16) タイルの個別認定の新規申請において、同一接着剤で複数の施工方法（くし目条件）を申請したい場合（例えば、目地詰めをしない場合は5mm平押さえ、目地詰めをする場合は3mmくし目、など）は、1番目の施工方法で申請を一旦完了させ、新たに新規申請として、2番目の施工方法を申請する。（※「申請製品情報」画面の「接着剤申請数」を施工条件の数だけ入力し、「接着剤情報選択」画面で同一接着剤を2回選択することはできません。）

(17) タイルの個別認定の新規申請において、組合せ接着剤を複数選択する場合（(16)の申請も含む）の審査料は、2番目以降は1,000円としているが、これは同一日の申請の場合に限り適用され、申請日が異なる場合には、新規申請扱いとなる。

(18) 品質データに関して、申請時に連絡事項欄に記入する必要がある場合（(8)、(12)、(19)を含む）は、原則として、申請品毎に申請を完了させなければならない。ただし、その連絡内容が複数の申請品に共通する場合は、それらの申請品をまとめて同一回の申請とすることができる（連絡内容が関係しない申請品の申請は、分けて申請しなければならない）。

(19) タイルの新規申請において、認定区分が裏ネットユニットタイル（個別）の場合、連絡事項にネットの開口率を記載しなければならない。

(20) 申請時、再提出時、及び異議申し立て時に、Q-CAT認定規格以外で補足資料として提出したい資料がある場合は、所定の添付欄へ1つのPDFファイルとして添付することができる。また、再提出時及び異議申し立て時に、補足資料を削除及び修正して提出することができる。

(21) 申請前データ一覧に保存されたデータは、申請前に修正または削除することができる。

5.その他、申請システム使用に当たっての注意事項

(1) 一つのIDでは、同時には1名のみしかログインできません。ログイン情報はセッションで管理されているため、操作を終了する時は、必ず、ログアウトをしてください。ログアウトせずに終了した場合、ログイン情報が1時間保持されるため、再度、ログインできません。一時間経過後、再度、ログインしてください。（緊急でログインする必要がある場合は、事務局に連絡をしてください。）

(2) ログイン時に、パスワードを5回間違えると、3時間IDがロックされ、ログインができなくなります。（緊急でログインする必要がある場合は、事務局に連絡をしてください。）

(3) 新規申請は、一連のデータ入力の整合性を保つための制御を行なっているため、ブラウザの「戻る」ボタンを使用するとエラーになります。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

(4) セキュリティ上、セッション時間の制限を設けています。つまり、ページ移動などの操作を行わず、サーバに1時間以上アクセスがない場合、セッションが切断されます。セッションが切断された場合は、入力していたデータ情報は消去されてしまうため、再入力の必要があります。

(5) セッションが切断された場合でも、「製品情報確認」画面で「決定」決定ボタンを押した申請品についてはデータがサーバに保存され、「メニュー」画面の「申請前データ一覧」に格納されます。ただし、この場合、申請は完了していません。「申請前データ一覧」に保存された申請品は、「選択」のチェックボックスにチェックを入れ、「申請製品一覧確認へ」ボタンを押すことで、「申請製品一覧」画面から申請を継続することができます。

(6) サーバの稼働時間は6:00～24:00です。この間に入力が可能です。

(7) 申請の受付結果は、一日単位にまとめて申請担当者のメールアドレスに通知されます。

(8) 文字の入力制限を下記のように設けています。下記に従って入力してください。

(ア)パスワード変更/旧、新パスワード：半角英数字

(イ)申請者課金情報/開始日、終了日：半角数字+"/"(スラッシュ)

(ウ)製造元管理/企業名、工場名、工場住所：制限なし

(エ)製造元管理/工場電話番号：半角数字

(オ)製造元管理/JIS認証番号：半角英数字

(カ)新規申請/品番：半角英数字